

## 第46号議案

### 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

### 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

第1条 品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「によつて」を「により」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た」の次に「金額に10万円を加算した」を加える。

第17条中「の各号」を「各号」に改め、「または同条第2項」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第1項」の次に「および第3項」を加え、「、雑損控除額」を「雑損控除額」に、「、扶養控除額または基礎控除額を」を「または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号アおよび第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第23条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「、配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「第9条第2号の者は」を「区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第2号に掲げる者に」に、「区長が必要と認める事項を申告しなければならない」を「必要な事項を申告させることができる」に改める。

第35条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第35条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第35条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第36条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品

に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第48条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号にお

いて「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第49条第1項中「第47条第1項」を「第47条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条および第51条の3において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表1の項中「ア パイプたばこ」を「ア 葉巻たばこ」に、「イ 葉巻たばこ」を「イ パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「製造たばこ」を「第4項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第49条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第47条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもし

くは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第47条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をい

う。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第49条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場

合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第50条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第51条第3項中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第51条の3第1項中「第47条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第11条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4」を「第37条の8」に、「第37条の9の5」を「第37条の9」に改める。

第2条 品川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第3項中「0. 8」を「0. 6」に、「0. 2」を「0. 4」に改める。

第3条 品川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第3項各号列記以外の部分中「0. 6」を「0. 4」に、「0. 4」を「0. 6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第50条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 品川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第3項各号列記以外の部分中「0. 4」を「0. 2」に、「0. 6」を「0. 8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法

(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第50条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 品川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第48条の2中「および次条第3項第1号」を削る。

第49条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中品川区特別区税条例第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第48条の次に1条を加える改正規定ならびに同条例第49条から第51条までおよび第51条の3

の改正規定ならびに付則第3条、第4条および第9条の規定 平成30年  
10月1日

(2) 第1条中品川区特別区税条例第10条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)および同条例第23条第1項の改正規定ならびに同条例付則第11条第3項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(4) 第3条ならびに付則第5条および第6条の規定 平成32年10月1日

(5) 第1条中品川区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)ならびに同条例第17条および第19条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(6) 第4条ならびに付則第7条および第8条の規定 平成33年10月1日

(7) 第5条の規定 平成34年10月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税(以下「区民税」という。)に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第5号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。付則第6条第1項および第8条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(品川区特別区税条例の一部を改正する条例(平成27年品川区条例第38号)付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例(第4項および第5項において「30年新条例」という。)第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第6条第1項および第8条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には品川区(以下「区」という。))

の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第51条の3第4項および第5項、第52条ならびに第53条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
-----------	---------------------------	--

第51条の3第5項	第1項または第2項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第4条第3項
第52条第2項	法第473条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第4条第3項
第53条の2第1項	第51条の3第1項または第2項	平成30年改正条例付則第4条第2項
	当該各項	同項

5 30年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により特別区たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった特別区たばこ税については、なお

従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によっ

て納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下この項および次項において「32年新条例」という。）第51条の3第4項および第5項、第52条ならびに第53条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項または第2項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第6条第3項
第52条第2項	法第473条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項
第53条の2第1項	第51条の3第1項または第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
	当該各項	同項

- 5 32年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条

の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により特別区たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第8条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合

における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年1月1日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第51条の3第4項および第5項、第52条ならびに第53条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項または第2項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項
第52条第2項	法第473条第1項ま	平成30年改正条例付則第

	たは第2項	8条第3項
第53条の2第1項	第51条の3第1項ま たは第2項	平成30年改正条例付則第 8条第2項
	当該各項	同項

5 33年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により特別区たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成27年品川区条例第38号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「品川区特別区税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第47条第1項」を「品川区特別区税条例第47条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」

を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例(平成29年品川区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち付則第5条の次に5条を加える改正規定中

「(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の3 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、

東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものを  
のとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税  
の環境性能割を減免する。」

「(軽自動車税の環境性能割の非課税および減免の特例)

第5条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において地方税法第

445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第37条の  
3の規定にかかわらず、東京都が同法第148条第2項の規定によ  
り条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上  
の軽自動車とする。 に

2 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知  
事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして  
区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動

車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。 」

改める。

(説明) 地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。